

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

都市整備部 営繕建築課、土木課、都市計画課

2 対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和7年7月31日）

3 監査の実施期間

令和7年8月5日(火)～令和7年10月14日(火) ※9月5日(金)ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は令和7年7月末現在）

- 1 営繕建築課 【全体 職員 10 名（うち管理職 3 名）、再任用職員 1 名、会計年度任用職員 1 名】

建築指導チーム 【職員 4 名、会計年度任用職員 1 名】

市有建築物の営繕事業、建築確認申請、住宅関連助成事業、建築物の耐震改修促進等に関すること

公営住宅係 【職員 3 名、再任用職員 1 名】

公営住宅の運営・維持管理及び使用料に関すること

- 2 土 木 課 【全体 職員 22 名（うち管理職 3 名）、再任用職員 2 名、会計年度任用職員 2 名】

管 理 係 【職員 2 名、再任用職員 1 名】

道路河川の管理占用、市道認定及び廃止、道路等台帳、法定外公共物の管理利用及び境界、国土調査、その他管理に関すること

道路維持係 【職員 7 名、再任用職員 1 名、会計年度任用職員 2 名】

道路、橋梁等の維持管理、道路照明の維持管理、除雪及び融雪、道路等の

- パトロール、道路の安全施設の維持管理、市道消雪施設工事補助金、現業部門等に関すること
- 河川水防係 **【職員 2 名】**
街路灯、道路反射鏡、河川治水、河川改修事業、水防、排水施設等の維持管理等に関すること
- 建設係 **【職員 8 名】**
土木工事の調査・設計及び監督、道路・橋梁及び舗装の新設改良工事、一般下水路新設改良、道路の交通安全施設、公共土木事業、災害復旧、地すべり防止等に関すること
- 3 都市計画課 **【全体 職員 16 名(うち管理職 3 名(都市整備部長含む))、会計年度任用職員 1 名、地域おこし協力隊 1 名】**
- 都市計画係 **【職員 6 名】**
都市計画の企画及び調整、土地利用の総合調整、都市計画の決定及び変更、都市計画審議会、都市計画図書の縦覧、都市計画基礎調査、開発行為の許可、優良宅地の認定、都市計画施設等の区域内における建築制限等、用途地域等の証明、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱、国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条及び第 5 条に基づく届出申出事務、駐車場法に基づく届出、土地区画整理事業、市街地再開発事業、県央土地開発公社、都市計画図等の図面の頒布、燕市移住家族支援事業及び定住家族支援事業、燕市立地適正化計画、燕市都市計画マスタープラン、交通運輸等総合交通体系の推進、新幹線・特急同盟会、デマンド交通及び循環バスの運行管理、燕・弥彦地域公共交通会議、屋外広告物等に関すること
- 都市施設係 **【職員 4 名、会計年度任用職員 1 名】**
都市計画街路事業の調査・計画及び施行、都市公園その他公園緑地の施行、都市計画街路事業に係る代替地造成工事、都市の開発に係る工事、都市公園その他公園緑地の調査及び計画、街路樹の維持管理、緑化の推進、都市公園等の利用許可等、公園台帳、児童遊園、都市・地域整備局関連の工事等に関すること
- 空き家等対策推進室 **【職員 3 名、地域おこし協力隊 1 名】**
空き家等の対策に係る企画及び調整、空き家等の保全に係る情報提供及び相談、特定空き家等の調査、是正指導及び措置、特定空き家等審査会等に関すること

第3 監査の結果

1 営繕建築課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 木造住宅耐震診断事業は、昨年度は能登半島地震の影響により申請件数 33 件と増加したものの、今年度は 13 件と例年同様の実績となった。事業の周知については、今年度は分水小学校区の固定資産税納付書にチラシを同封したほか、広報つばめ掲載、LINE、回覧などで周知を行い、チラシや回覧を見た方から複数の診断の申し込みがあった。今後も同様の周知を継続して行っていく方針である。

イ 地震に強い住まいづくり支援事業は、令和 7 年度に木造住宅耐震化事業から名称を変更し、部分耐震改修・耐震シェルター等設置・感震ブレーカー設置の工事に対しても補助ができるように制度改正をしたものである。令和 7 年度 7 月末の申請実績は、耐震改修 1 件、耐震建替 6 件、住替除却 1 件、感震ブレーカー設置 2 件で、申請件数及び補助金額は増加している。今年度は部分耐震改修や耐震シェルター等設置の申請がなかったことから、今後は過去の耐震診断実施者にも改めて新制度を周知し、耐震化につなげていきたいとしている。

ウ 公営住宅の老朽化が顕著であり、修繕の依頼が絶えない状況となっている。生活の支障となる設備関係の修繕、シロアリの駆除、小規模の雨漏りや床等の修繕については早急に対応している。入居募集停止団地の大規模な修繕依頼があった場合は、修繕は行わず入居募集団地への移転をお願いしている。

今後の修繕工事の課題は照明器具で、2027 年の蛍光灯製造終了に伴い、照明器具を全て LED 化する必要がある。来年度から計画的に交換を進めていきたいとしている。

エ 市営住宅の長寿命化を図るため、公営住宅ストック総合改善事業を年次計画に基づき実施している。外装改修は建設後 20 年程度、住戸環境改善は建設後 35 年程度から実施している。今年度は吉田文京団地と吉田旭町団地の住戸環境改善事業を実施中で、来年度以降に長所団地外装改修に取り掛かる予定である。

オ 住宅使用料の令和 6 年度末収入未済額は、259 件 4,389,864 円、駐車場使用料の令和 6 年度末収入未済額は、55 件 117,290 円であった。

未納額が少額のうちに早い段階での解消を目指し、入居者や保証人へ督促を行っている。また、高額未納者については、入居者及び保証人に対し、毎月の督促および催告だけでなく、定期的な電話や臨戸により納入を促し、滞納の解消に向けて取り組んでいる。

(2) 意見

木造住宅耐震診断事業については、近年、地震の発生が多いことから、地震に対する関心や耐震診断に対する意識が高まっているため、木造住宅耐震診断は大事な取り組みである

と考えられる。周知方法を今年度もアクションプログラムの一環として、一定の地区内全戸へ固定資産税納付書にチラシを同封、また広報をはじめ LINE や回覧などで周知を行った結果、見込んでいた件数より実施に至る件数は少なかった。今後の継続的な取り組みにあたり、耐震診断のチラシ配布を対象者に絞ることや耐震診断の必要性についてさらに周知するなど、診断実績向上に向け、市民に活用してもらえよう取り組まれない。

地震に強い住まいづくり支援事業について、地震による家屋の倒壊等から市民の安全を確保し、危険性が高い木造住宅の耐震性を向上させるための補助事業であり、今年度から地震に強い住まいづくり支援事業と名称を変更し、耐震建替、住替え除去のほか耐震シェルター等設置や感震ブレーカー設置の補助金を加え制度を改正したものであり、申請件数は前年よりも増加している。耐震改修等については、命や財産を守るために重要であり、倒壊の危険性があると診断された場合、その必要性は明らかであるが、改修には多額の費用がかかる。過去の耐震診断実施者へ新制度を周知するなど、家全体を耐震化するよりも低コストで設置可能な耐震シェルターなど有効な対策案を提案するなど、耐震化につながるよう引き続き取り組まれない。

公営住宅の現状は施設の老朽化が顕著となってきたため、日々入居者からの修繕依頼があり、修繕費用の負担も多く、対応が非常に困難な状況とかがえる。2027 年に蛍光灯製造終了に伴い、証明器具の LED 化への取替え工事が課題とあるが、照明器具の数も多く、取替え工事が必要となってくるため、計画的な交換を進められたい。また、老朽化が進んでいる施設については、耐震構造となっていないため、入居者の安全性に配慮が必要といえるため対応をお願いしたい。住宅使用料の滞納については、長期滞納者や悪質者に対し、今後も引き続き滞納解消に向け取り組んでいただきたい。

2 土木課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 道路監視システムの静止画による監視カメラを導入してから10年が経過し、近年は故障が頻発し修理部品のメーカー在庫も枯渇してきていることから、既存カメラ8台を動画による監視カメラに更新し、新たに2台カメラを設置した。また、近年局地的豪雨が発生すると市内で同時多発的に冠水被害が発生することが多くなっていることから、道路冠水による二次被害を防ぐため、冠水多発箇所2ヶ所にセンサーを新設した。

イ 道路照明 LED 化事業は、既存の道路照明を水銀灯から LED 照明へ更新する事業で、今年度内にすべての工事を完了する予定である。更新により、年間1,370万円程度の経費削減効果を見込んでいる。

ウ 冬期における道路交通網の確保を目的として、老朽化した消雪施設の更新、改修を実施している。自治会からの要望や前年度に異常が確認された井戸、散水管を降雪シーズン前

に更新や修繕を実施し、冬期における道路利用者の安全確保を行っている。

エ 燕市で管理する橋梁数は600橋あり、法令に基づき5年に1度の頻度で定期点検を実施している。令和6年度から3巡目の点検となり、令和6年度は158橋の点検を実施し、Ⅰ判定が66橋、Ⅱ判定が67橋、Ⅲ判定が25橋の診断結果となった。危険度の高い橋梁については、計画的に修繕工事を実施している。令和7年度においては、136橋の点検を予定している。

オ 道路占用事務、道路工事施工承認事務等の許認可審査においては、審査期間の短縮に努めている。許認可、境界立会等については申請者の意向通りにならない場合もあるが、根拠法法令を分かりやすく説明し、理解を得るよう努めている。

カ 融雪施設の電気料金が、冬期間以外でも毎月発生している。これは、浅井戸のポンプに設置されている凍結防止のヒーターが通常の電気契約となっており、冬期間以外でも毎月基本料金が発生しているためである。融雪用の電気契約にした場合、1日に2時間電気が止まる時間が発生するため、この時間にポンプが凍結する恐れがあることから、通常の電気契約としているものである。

(2) 意見

道路監視システム更新業務委託料については、2台のカメラを増設し、冠水状況を早急に把握することで、市民生活への影響を最小限に抑え、危険を防ぐ対策ができるよう安全の確保に努められたい。

道路照明のLED化計画は今年度で完了する予定だが、LED化することで年間の電気使用料の削減が見込まれ、長寿命により交換頻度が減少、維持管理のコストも抑えられることで、今後も電気使用料等のコスト削減が期待できると思われる。

消雪施設整備事業については、冬期における道路利用者の安全確保のため、異常が確認された箇所の改修工事を行い、市民の安全で快適な生活が維持できるよう適正な対応をお願いしたい。

橋梁定期点検事業については、市が管理する600橋を、法令に基づいて定期点検を実施しているが、そのうち25橋の判定が「早期措置段階」となっている。引き続き計画的に橋梁の定期点検、維持管理を適正に行い安全確保に努められたい。

許認可、境界立会等については、市として条例に沿って実施することに理解を得られるよう適切な対応に努められたい。

融雪施設の電気契約については、融雪施設の水汲みポンプが凍結しないようヒーターが設置されており、冬期間以外でも電気契約に基づき基本料金が発生する。雪国の生活に欠かすことのできない消雪パイプであるため、やむを得ないものであると理解できる。冬期間の降雪時における交通状況や市民の生活に影響がでないよう業務を行っていただきたい。

3 都市計画課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 「おでかけきららん号」の予約については、令和5年11月からWEB予約を導入しており、令和6年度のWEB予約の割合は10.8%であった。WEB予約利用者の48%が10代、20代で、75歳以上では2%の利用となっている。若年層からは、予約センターの開館時間以外でも予約ができることに対して、「利便性が向上した」等のコメントをもらっている。令和7年度のWEB予約の割合は全体の14.0%であり、その内訳は10代と20代が50%以上と増加傾向にある。

イ 子育て世代など一定の条件を満たした方を対象に住宅取得費の一部補助を行う定住家族・移住家族支援事業は、近隣市町村が実施していない住宅取得に係る補助制度として認知され、本市を選択するきっかけとなっているものと捉えている。制度上、一定の期間に住宅を計画する方のみが申請できる内容であるため、制度設計の見直しや、より幅広く交付することの必要性について検討していきたいとしている。

ウ 空き家対策推進事業においては、空き家が周囲に悪影響を及ぼす状態になることを事前に抑制するため、所有者に対し管理の徹底を促すほか、改善に必要な経費の一部を補助する制度を新たに設けた。また、年々増加する空き家の抑制・減少を図るため、空き家の流通促進につながるよう補助制度を拡充した。

エ 公園施設や遊具の老朽化が進む中、限られた予算で効率的に維持管理と更新をしていく必要がある。経年劣化や破損がある遊具等については、燕市都市公園長寿命化計画のもと、計画的に整備・修繕・改修を進めており、経年劣化等で撤去された遊具については、優先順位を付けた中で、自治会と協議した上で再設置を行っている。

オ 特定の職員だけに時間外勤務が集中している状況である。専門性が求められる業務であることや、突発的な業務が多いことが主な要因となっている。今後は工事設計や施工管理の外部委託を検討する、専門性が高い業務を「見える化」し、担当者が不在でも他の職員が対応できるようにするなど、時間外勤務削減に努めていきたいとしている。

(2) 意見

公共交通運行事業について、現在、おでかけきららん号の予約については電話での予約が混雑しており、予約センター開館時間以外でも予約ができるWEBでの予約が有効であり定評がある。一度会員登録をすれば簡単にスマホからも予約ができ、とくに若年層の利用者が多い。今後は年配の方にも多く利用していただけるよう、登録のやり方をわかりやすく工夫するなど積極的に推し進めていただきたい。燕市循環バスの運行ルートやバス停設置の検討については、慎重に見直し、利用者の通院、通学や買い物と行った日常生活での利便性向上を重視しつつ、民業と調和を図り公共交通全体が地域社会においてより持続可能かつ効果的に機能できるよう期待したい。

定住家族・移住家族支援事業については、昨年度実績からすると、対象と考えられる世帯の半数ほどしか補助金を受け取ることができなかったことは、現行制度の課題として挙げられる。この状況を改善するため、制度の条件緩和や手続きの簡素化などを通じて、より多くの世帯が補助金を活用できる仕組みを検討し実施できるよう要望したい。

近年、空き家の増加が社会問題となっており、空き家の所有者は、維持管理の負担や解体費用の高さに悩んでいることが多く、対応に困っているケースが多い。また、倒壊や火災の危険性や近隣への迷惑など「特定空き家」と呼ばれるような管理が不十分な空き家となる前に、改修費や解体費の補助金制度や「空き家バンク」の登録など活用してもらえよう、引き続き空き家の所有者へ促していただきたい。

都市公園施設整備事業については、公園の遊具が老朽化するにつれ構造が劣化し、安全基準を満たしていない遊具は利用者に危険を及ぼす可能性がある。利用者の事故を未然に防ぐために定期的な点検を行い、安心して公園を利用できるよう努めていただきたい。

時間外勤務については、特定職員の超過勤務に懸念している。どうしても超過勤務が必要となる、仕方のない業務が存在することも理解できるが、業務が特定の係や職員に過重に偏っていないかを確認する必要がある、業務の平準化について対応が必要と考える。超過勤務が続くことで職員の体調や精神面に悪影響を及ぼす可能性があるため、業務内容の詳細を再検討し、職員が健全な状態で働ける環境整備をお願いしたい。